

独立行政法人大学入試センター非常勤職員給与規則

〔平成13年4月1日〕
規則第46号

- 改正 平成14年2月28日規則第2号
- 改正 平成14年11月29日規則第34号
- 改正 平成14年12月2日規則第38号
- 改正 平成15年10月24日規則第16号
- 改正 平成16年3月25日規則第25号
- 改正 平成17年11月24日規則第17号
- 改正 平成18年4月1日規則第24号
- 改正 平成19年12月27日規則第38号
- 改正 平成21年3月30日規則第5号
- 改正 平成22年3月25日規則第11号
- 改正 平成23年3月24日規則第24号
- 改正 平成28年3月31日規則第10号
- 改正 令和2年3月31日規則第105号

独立行政大学入試センター非常勤職員給与規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則（平成18年規則第23号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第47条の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、非常勤職員就業規則第3条に定める非常勤職員に適用する。

(給与の種類)

第3条 非常勤職員に支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

- 一 基本給
- 二 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

(基本給)

第4条 基本給の支給単位は、時間給とする。

(給与の支給日及び計算期間)

第5条 非常勤職員の給与（通勤手当を除く。）は、計算期間を月の1日から同月の末日までとし、次の表に掲げる給与の種類に応じた支給日に支給する。

給与の種類	支給日
基本給、時間外勤務手当及び休日勤務手当	当月の分を翌月17日

通勤手当	原則、支給単位期間に係る最初の月の翌月17日
------	------------------------

2 前項において、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。また、支給日が月曜日でかつ休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

3 第1項に規定する給与の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。
(基本給の決定)

第6条 基本給は、非常勤職員時間給表に掲げる名称の区分に応じた時間給とする。

非常勤職員時間給表

名称	時間給
事務補佐員	1,300円
情報支援員	1,400円
学術支援員	1,700円

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の採用が困難である場合、その他の特別の事情があると理事長が認める場合には、前項で定めた額を超え、又は超えない額を定めることができる。

(通勤手当)

第7条 雇用予定期間が1箇月以上の非常勤職員のうち、交通機関等により勤務することが常例である者については、独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。）第15条に定める常勤職員の例に準じて、通勤手当を支給する。ただし、1週間の勤務日が4日以下である者の支給単位期間は、原則として1箇月として取り扱う。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第8条 非常勤職員就業規則第31条の規定によりそれぞれの非常勤職員に定められた所定の勤務時間を超えて勤務すること及び同規則第34条に規定する法定休日以外の休日（同規則第35条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。）に勤務すること（この項において「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員には、その超えた全時間に対して、勤務1時間につき、次の各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

一 1日又は1週間の実労働時間が法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に規定する1日につき8時間、1週間につき40時間の労働時間いう。）を超えない場合 第6条第1項に規定する時間給

二 1日又は1週間の実労働時間が法定労働時間を超える場合 第6条第1項に規定する時間給に毎月1日を起算日とする1箇月間におけるその職員の時間外勤務の時間数（前号の規定に該当するものを除く。）を次の表に掲げる時間数に区分して、同表に定める割合を乗じて得た額

月45時間以下の時間数	月45時間を超え60時間以下の時間数	月60時間を超える時間数
100分の125 (100分の150)	100分の125 (100分の150)	100分の150 (100分の175)

2 非常勤職員就業規則第34条第1項第1号に規定する法定休日（同規則第35条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。）に勤務することを命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第6条第1項に規定する時間給に100分の135（その勤務が深夜の勤務

である場合は、100分の160) を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 3 前2項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第9条 非常勤職員の給与は、本人が指定する預金口座に所要金額を振込む方法により支払うものとする。ただし、法令及び労使協定で定めるものにより非常勤職員の給与から控除すべき金額がある場合には、当該非常勤職員に支払うべき給与の金額から、当該金額を控除して支払うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、常勤職員の例に準ずるもののほか理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

- 2 時間雇用職員のうち、平成14年4月1日から平成14年11月30日の間に採用され、平成14年12月1日以降まで任用期間が引き続く者については、前項の規定にかかわらず、本年度中に適用する別表第1及び別表第2については、改正前の規則とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

- 2 時間雇用職員のうち、平成17年4月1日から平成17年11月30日の間に採用され、平成17年12月1日以降も任用期間が引き続く者については、前項の規定にかかわらず、本年度中に適用する別表第1及び別表第2については、改正前の規則とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 本規則の施行日に日々雇用職員又は時間雇用職員として雇用された者のうち、それぞれ当該施行日の前々日又は前日(以下、本附則において「施行直前日等」という。)に受けていた日給または時間給が、本規則第6条第2項に規定する額を超える場合は、同規定にかかわらず当該非常勤職員の雇用が継続する間に限り、施行直前日等において受けていた日給又は時間給とする。

- 3 前項の規定により雇用された者のうち、それぞれの「施行直前日等」に受けていた日給又は時間給が、本規則第6条第2項に規定する額に達しない場合は、同規定に掲げる額とし、同条第4

項の規定は適用しない。

4 前2項の規定により雇用された日々雇用職員が6月を超えて勤務し、かつ、所定の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続き6月以上経過した後に退職した場合は、当該年度に限り、施行直前日等に受けた退職手当の額を支給する。

5 附則第2項の規定により雇用された日々雇用職員の本規則第9条第3項の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。